

岩手県告示第 486 号

岩手県統計調査条例（昭和 24 年岩手県条例第 54 号）第 2 条の規定に基づき、平成 20 年度企業・事業所行動調査（以下「調査」という。）を次のとおり行う。

平成 20 年 6 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 県内の企業及び事業所（以下「企業等」という。）の活動の実態及びその質的变化を把握し、諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査事項 別に定める調査票（以下「調査票」という。）により、次に掲げる事項について調査を行う。
 - （1） 企業等の業種、事業形態、本店の所在地及び従業員数
 - （2） 地球環境の保全、少子・高齢化等に対する企業等の取組みの状況
- 3 調査の範囲 従業員 10 人以上 100 人未満の企業等（層別無作為抽出により抽出するものに限る。）及び従業員 100 人以上のすべての企業等について調査を行う。
- 4 調査の期日 平成 20 年 8 月 1 日現在で行う。
- 5 調査の方法 知事が配布する調査票に調査対象者が記入し、提出する郵送調査方式により行う。
- 6 結果の公表 調査の結果は、平成 20 年度中に公表する。